

平成18年4月1日

平成19年3月31日

・仙北市議会公営企業会計決算審査特別委員会
・市立田沢湖病院 ・市立角館総合病院
・仙北市温泉事業 ・仙北市水道事業

各会計決算認定

仙北市の十八年度公営企業決算内容を審査するための、仙北市議会公営企業会計決算審査特別委員会が本会議で設置された。特別委員は次の十一名。

委員長・小林幸悦、副委員長・浅利則夫、委員・佐藤直樹、黒沢龍己、大石温基、真崎寿浩、田口喜義、田口勝次、佐々木章、平岡均、戸澤清。

市立田沢湖病院

年度途中の常勤医師の退職により、救急指定病院として治療できない事態となり、当年度純損失は、二億三千六百二十二万三千円となった。

問 不納欠損の状況は。

答 入院収益で二十一件、百九十四万二千六百九十円、外来収益、百二十五件で四十四万七千二百八十円、そのほか十八件で五万五千百十四円である。

市立角館総合病院

診療報酬及び薬価等の改訂により、診療報酬が三・一六パーセントの引き下げが行われた。さらに消化器内科医師の交替などにより入院患者数が減少、投薬の長期投与などで外来患者数も減少、収益を伸ばすことができなかった。

当年度の純損失は、一億四千五百八十一万八千円である。

なお、不納欠損は、合計十四件で二十七万六千三百六十円。

問 仙北市の病院として、市民の要望に如何に添えていくか、市全体的な地域医療のあり方を早急に示す必要があるのではないか。

答 医療改革会議では、今後の地域医療をどうしていくか、二つの市立病院と診療所の在り方、運営形態として直営、公設民営の方向性など議論してきたが、結論までは至っていない。最終的には市民から意見を聞きながら方向性を示していきたい。

委員会の意見

一、改善、努力の結果が数値に表れていない、当局は医師の不足に、事業の全てを転嫁することなく経営改善にいつそう努力することも強く要望する。

二、田沢湖病院が、約二億八千三百七十七万円、角館総合病院が、約九億九千五百万円の累積欠損金を抱えている。今後の増加が懸念される、早急に「医療改革会議」において

て基本的改革案を示し、その具現化に努めなければならぬ。さらに平成十九年度決算審査会までに、角館総合病院の建設を図り、田沢湖病院を現状の医療環境の中で経営することが可能かについて明確な指針を提示されることを要望する。

三、経営責任を明確にするため「市立病院経営管理者」を配置し、病院経営の広範な権限を与えることを条例化することを要望する。

四、滞納となつて未収金の解決、特に入院分については、保証人へ責任追及ができる措置を検討するなど、容易に不納欠損処分とならないよう入院時の取り扱いを強化すること。

五、田沢湖病院においては、一名の医師の増員により時間外診療の実施に努めるとともに、さらに医師の確保に努め救急医療再開に向け、より一層の努力を求める。また累積欠損金、内部留保資金の状況から、資金不足が危惧される、非常事態に備えた対策を明確にすべきである。

以上の要望と意見を付し全会一致で認定をした。

仙北市温泉事業

当期純損益は、五百七十三万九千円の純利益であった。未収金は、八月三十一日現在で、六百七十二万一千九百五十円。不納欠損はなかった。

問 平成十六年度から滞納となつて未収金の対応は。

答 公営企業では、差し押さへができないので、時効を避けるため、分納誓約書をいただき、三年間を目標に支払いをお願いしている。分納誓約書が履行されていない場合には、最終的に停止措置となる。

委員会の意見

一、安全かつ安定した給湯もちろんのこと、環境への配慮も欠くことができない。排湯の現状等を調査のうえ、その処理について検討すること。

二、滞納額については、十七年度よりも増加している、納付義務者の公平を期する上で、条例に基づいた手続きを行い滞納の減少に努めるべきである。

以上の要望と意見を付し、全会一致で認定した。

仙北市水道事業

水道事業の当期純損益は、二千五百十六万二千円の

純利益。

簡易水道事業は、当期純損益二百五十九万九千円の純利益となった。

未収金は、八月三十一日現在で、上水、簡水合わせて、千九百四十七万七千九百六十七円。

不納欠損額は、三万九千三百二十円。平成十四年～十六年まで十七件、欠損処分理由は、所在不明、自己破産によるものである。

問 西木地区の水道施設整備率は、百パーセントで、加入率が七十六パーセントと低迷している理由は。

答 従来から井戸を持つての方々が加入してないためであり、加入率の向上は、今後の課題と考えている。

問 水道料金の統一については。

答 国から簡易水道の統合計画を平成十九年十二月までに策定するように求められていて、計画策定から三年以内に料金の統一を図るよう指導されている。



委員会の意見

- 一、加入率向上のため、水の安全性や環境面からの必要性をアピールし、普及啓発に努めること。
 - 二、神代地区の水道事業は、地域全体を網羅する計画策定に早期に着手すること。
- 以上の要望、意見を付し、全会一致で認定した。

請願・陳情・意見書

各常任委員会に付託された陳情について各委員長から審査結果の報告がありました。

採択されたもの

- ・原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情
- ・県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書
- ・有害鳥獣対策の抜本的強化に関する陳情書
- ・陳情書 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件
- ・原爆症認定制度の改革を求める意見書採択についての陳情
- ・仙北市角館町岩瀬町NTT東日本角館支店跡地の早期取得に関する陳情
- ・労働法制の改善を求める陳情
- ・田沢高谷地区側溝工事のお願い

継続審査となったもの

- ・陳情書 地籍調査錯誤の修正方について
- ・陳情書 緊急避難経路施工について

意見書を付け関係官庁に送付したもの

- ・原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情
- ・県に「『子育て新税』を導入しないで下さい」の意見書を求める陳情書
- ・有害鳥獣対策の抜本的強化に関する陳情書
- ・陳情書 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件
- ・原爆症認定制度の改革を求める意見書採択についての陳情
- ・労働法制の改善を求める陳情

控室風景

訴訟費と災害費

一月の臨時議会で、旧田沢湖町職員により岩石の処理を巡っての一連の事件は、和解案によって終わったかに見えた。しかし八月議会に、平成十六年当時、最高裁の裁判で上告人(町側)が負担するとの判決によるもので一審、二審の訴訟費用として提案された。その金額こそ少ないが、当局との議論がかみ合わず揺れに揺れた。これまで払ってきた訴訟費関係費用は千四百二十二万円。

一月臨時議会で市長は「市の財源を使ってのこれ以上の負担はない。選べる中で最善の道」として議会に理解を求め、議会もこれで終わりならこの和解案を全会一致で認めたもの。ところが「まだあるとは知らなかった」とする市長。

控室「事務方に問題がある。何も調べていない証拠」職員失格との厳しい声。

お金がないと言いつつ続けた当局は、市民になんと説明するのか怒りはおさまらない様子。そして十七日、市内各地で豪雨。十八日の休会中、緊急産業建設常任委員会が招集され、視察後、余りにも災害の大きさに「金は無いとは言わせない。」「一日も早く復旧を」と全委員いきりまくった。